

通行止めに伴う乗継調整について

通行止めにより高速道路を一旦流出し、通行止め区間を迂回して、再流入して順方向に乗り継がれるお客様には、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」を実施します。

○上信越道(碓氷軽井沢 IC～佐久 IC 間)の通行止め

走行方向	流出指定IC	再流入指定IC
上り線	【上信越道】 佐久 IC、小諸 IC 【中部横断道】(佐久小諸 JCT) 佐久北 IC、佐久中佐都 IC、佐久南 IC	【上信越道】 碓氷軽井沢 IC、松井田妙義 IC、下仁田 IC
下り線	【上信越道】 碓氷軽井沢 IC、松井田妙義 IC、下仁田 IC	【上信越道】 佐久 IC、小諸 IC、東部湯の丸 IC 【中部横断道】(佐久小諸 JCT) 佐久北 IC、佐久中佐都 IC、佐久南 IC

◆乗継調整のご利用方法

《ETC のお客さま》

- ETC をご利用のお客さまは、流出指定 IC を無線走行していただき、再流入指定 IC も無線走行をお願いします。(ETC 車には「乗継証明書」は発行されません)
 - 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC 時間帯割引を適用します。
- なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出指定 IC で「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入指定 IC で「通行券」をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡してください。

